

特集：労働組合

【労働組合】

労働組合は「労働者が主体となって自主的に労働条件の維持・改善や経済的地位の向上を目的として組織する団体」すなわち、労働者が団結して、賃金や労働時間などの労働条件の改善を図るためにつくる団体です。これは、日本国憲法第28条で保障された、団結権、団体交渉権、団体行動権（争議権）の労働三権を具体的に保障するためのものです。この「労働組合」についての書籍を紹介します。労働情報コーナーでのご利用をお待ちしております。



【書籍の紹介】

★労働組合法労働関係調整法 6訂新版 厚生労働省労政担当参事官室 【編】

(労働法コンメンタール 1) 労務行政 (2015.6) R366.16/3/2

労働三法のうち、労働組合法、労働関係調整法の2つの法律、すなわち、労働問題、労使関係に関する基本的な法律を逐条で解説します。わが国の労使関係は、比較的良好で、こうした関係ができるまでには、多くの先人たちの努力がありました。不当労働行為審判制度の改正がなされ、最新の裁判例や命令例、諸外国の労使関係法制の動向などを盛り込みながら、説明していきます。序論として、イギリス、アメリカ、ドイツ、フランスの法律、労働組合法の概要、沿革などがあります。

★労働組合法の基礎と活用 ー労働組合のワークルールー 道幸 哲也

日本評論社 (2018.4) 366.16/20

職場の不満への打開策として、2つの選択肢があります。1つは、法的な知識を身に付けて、会社と対峙することです。しかし、個々人の孤立化を促すこともあります。よほど理解のある上司がいなければ、不満の解消は絶望的であり、どうしても我慢できなければ、会社を辞めることとなります。もう1つは、職場の仲間と連帯することです。労働組合や組合活動へ、自然体で取り組むにはどうしたらいいかを論じます。

★口述労働組合法入門 ー労務屋の書いた：通勤や仕事の合間、就寝前の30分に「読む」講義ー

小西 義博 日本生産性本部生産性労働情報センター (2017.5) 366.16/19

労働組合法を社会保険労務士の立場で、分かりやすく読み解いていきます。労働組合の組織率の低下と若い人たちの労働組合ばなれが多い昨今、口語調を基本に気楽に読めるように書かれています。ただ、法律については、条文を原文でそのまま収めてあり、冒頭には、労働組合法を学ぶ基本として、労働法全体や憲法の関連する箇所を解説し、労働組合法について人物を登場させて、団結権、団体交渉権、団体行動権、労働協約、不当労働行為といった重要な用語を解説しています。

〔指定管理者〕 公益財団法人 神奈川県労働福祉協会 かながわ労働プラザ
横浜市中央区寿町1-4-2 電話 045-633-5413 FAX 045-633-5416

★ものがたり現代労働運動史 1～2 高木 郁朗 明石書店 (2018.6) 366.62/388



労働運動の歩みについて、平成時代を振り返ります。すなわち、連合が結成された年以降で、民主党政権が成立し、崩壊するまでのおよそ 24 年間の運動の歴史を、4 分冊でまとめています。1 巻では、連合が結成された世界での情勢と最初の春闘および総選挙、労働組合組織の変化など、2 巻は、細川連立政権の成立と挫折、ベア・ゼロの時代などを扱います。なお、このシリーズの昭和戦後編 10 巻も当館では所蔵しております。

★労働組合とは何か 木下 武男 (岩波新書 新赤版 1872) 岩波書店 (2021.3) 366.6/389

日本では、古臭い、役に立たない、と言われる労働組合ですが、世界を見渡せば、アメリカでもアマゾンやUber-イーツなどで、労働組合が結成され、労働環境の底上げがされるなど、労働組合が現在進行形で世界を変えようとしています。この違いは、日本に「本当の労働組合」が存在していないからだ、と、著者は語ります。では、社会を創る力を備えた労働組合とは、どのようなものなのでしょうか。その歴史と機能を解説します。

★ストライキ 2.0 —ブラック企業と闘う武器—

今野 晴貴 (集英社新書 1015) 集英社 (2020.3) 366.66/35

1970 年代をピークに減少した日本のストライキですが、近年、再び盛り上がりを見せています。しかも、かつての企業が労組主導のものとは異なり、最近のストライキには、世間も好意的です。実は、産業構造の転換により、日本でもストライキを起しやすいうちが生まれていたのです。海外でも「社会問題の解決」を訴える行動が増えています。アップデートされ世界中で実践される新しいストライキを解説します。

★労働組合やめろって警察に言われたんだけどそれってどうなの？ —憲法 28 条があるのに…—

連帯ユニオン 【編】 旬報社 (2020.3) 366.6/384

労働組合が展開したストライキ闘争、企業に対するコンプライアンスを求める組合活動、ビラ配布活動などの諸活動が、恐喝、強要、威力業務妨害などの名目で犯罪視された事件がありました。憲法第 28 条の労働基本権保障の中核でもあり、労働組合法もこの原則を確認しています。しかし、今回の警察・検察の対応を見ると、正当性の有無を事実に基づいて検証することなく、一定の予断をもって「反社会集団」の行為と同一視した手法がとられていました。この事件を検証します。

★労使関係総合調査 令和元年 (2019) 労使コミュニケーション調査報告 厚生労働省政策

統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室 【編】 厚生労働省 (2020.10) R366.6/47/12

これは、厚生労働省が毎年行っている「労働組合基礎調査」と、その年によりテーマを変えて実施される「実態調査」の 2 つの調査をまとめたものです。労使関係の状況を把握することを目的としているものです。今回の「実態調査」では、労使間の意思疎通を図るために用いられている方法とその運用状況並びに労働者の意識を明らかにしています。ちなみに、前年 (平成 30 年) のテーマは「労働組合活動等に関する実態調査報告」です。

★神奈川県労働委員会年報 令和 3 年 神奈川県労働委員会 【編】

神奈川県労働委員会 (2022.3) 366.67/1/47

労働者にとって、労働組合は頼みの綱です。しかし、所属する事業所に労働組合がなかったり、労働組合として機能していなかったり、頼りになるのは、所在する都道府県にある「労働センター」や「労働委員会」です。特に労働委員会では、労働争議の調整や不当労働行為の審査、個別労働関係紛争のあっせんをしています。各都道府県にありますが、神奈川県にある神奈川県労働委員会が扱った案件について紹介します。

